

女性活躍推進法に基づく情報公表

※対象期間（2025 年 5月1日～2026 年 4月30日）

1. 男女間賃金差異

（区分）	（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	81.02%
正社員	73.67%
有期雇用契約社員・パートアルバイト	- ※女性のみ

2. 女性管理職比率

0.00%

3. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

係長級にある者に占める女性労働者の割合 0.00%

4. 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間

（区分）	（時間）
全労働者	6.32
正社員	7.6

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

【計画期間】

2026 年 5月1日～2029 年 4月30日（3 年間）

【目標】

目標 1：女性管理職候補者比率が 30%以上になるよう育成する計画期間終了時点までに、係長級にある者に占める女性労働者の割合を 30%以上にする。

目標 2：男性労働者の育児休業等取得率を毎事業年度 50%以上にする

計画期間中、各事業年度における男性労働者の育児休業等取得率を 50%以上にする。

対象者がいない年度については、育児休業制度等の周知、個別周知・意向確認及び取得促進施策の実施状況を確認する。

目標 3：フルタイム労働者の時間外労働及び休日労働時間を月平均 10 時間以内に維持する。

計画期間を通じて、フルタイム労働者 1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を、月平均 10 時間以内に維持する。